

最低制限価格及び調査基準価格制度について

本市における、建設工事、建設工事に係る設計・調査・測量業務、土木施設維持管理業務における最低制限価格及び調査基準価格制度の概要は下記のとおりです。

なお、市ホームページにおいて要綱等を掲載しておりますので併せてご確認ください。

(URL <https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/173/nyusatsu-saiteiseigen.html>)

1 建設工事における最低制限価格及び調査基準価格

項 目	内 容
最低制限価格及び調査基準価格の設定対象	最低制限価格：設計額200万円超 調査基準価格：設計額5,000万円超 総合評価落札方式によるもの その他必要と認めるもの
最低制限価格及び調査基準価格の算定方法	① 直接工事費 × 97%(円未満切捨て) ② 共通仮設費 × 90%(円未満切捨て) ③ 現場管理費 × 90%(円未満切捨て) ④ 一般管理費等 × 68%(円未満切捨て) ①～④の合計額(千円未満切捨て) × 1.1 ※調査基準価格を上限值又は下限値により設定した場合は、その上限値又は下限値の額に、「調査基準価格の算出式により求めた額に対する失格基準価格の算出式により求めた額の割合」を乗じて算定する
失格基準価格の算定方法	① 直接工事費 × 95%(円未満切捨て) ② 共通仮設費 × 85%(円未満切捨て) ③ 現場管理費 × 90%(円未満切捨て) ④ 一般管理費等 × 68%(円未満切捨て) ①～④の合計額(千円未満切捨て) × 1.1 ※調査基準価格を上限值又は下限値により設定した場合は、その上限値又は下限値の額に、「調査基準価格の算出式により求めた額に対する失格基準価格の算出式により求めた額の割合」を乗じて算定する
各基準価格の設定範囲	最低制限価格：予定価格の10分の7.5(下限値)から9.2(上限値) 調査基準価格：予定価格の10分の7.5(下限値)から9.2(上限値) 失格基準価格：予定価格の10分の7.5(下限値)以上 ※上限値を超える場合は上限値、下限値を下回る場合は下限値とする

2 建設工事に係る設計・調査・測量業務における最低制限価格及び調査基準価格

項 目	内 容
最低制限価格及び調査基準価格の設定対象	最低制限価格：設計額100万円超 調査基準価格：総合評価落札方式のみ ※総合評価落札方式以外の入札はすべて最低制限価格の設定とします
最低制限価格及び調査基準価格の算定方法等	別表の①～④の合計額(千円未満切捨て) × 1.1 ※別表により難い場合は「すべての入札の平均額(千円未満切捨て) × 80% × 1.1」

3 土木施設維持管理業務（道路、河川、砂防、上下水道、公園施設等の機能や構造の維持、保全を図るための業務）における最低制限価格及び調査基準価格

項 目	内 容
最低制限価格の 設定対象	設計額100万円超
最低制限価格の 算定方法	① 直接工事費 × 97%(円未満切捨て) ② 共通仮設費 × 90%(円未満切捨て) ③ 現場管理費 × 90%(円未満切捨て) ④ 一般管理費等 × 68%(円未満切捨て) ①～④の合計額(千円未満切捨て) × 1.1 ※上記により難い場合は「すべての入札の平均額(千円未満切捨て) × 80% × 1.1」
最低制限価格の 設定範囲	予定価格の10分の7.5(下限値)から9.2(上限値) ※上限値を超える場合は上限値、下限値を下回る場合は下限値とする

別 表（建設工事に係る設計・調査・測量業務）

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費 × 100%	測量調査費 × 100%	諸経費 × 50%	
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費 × 100%	特別経費 × 100%	技術料等経費 × 60%	諸経費 × 60%
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費 × 100%	直接経費 × 100%	その他原価 × 90%	一般管理費等 × 50%
	直接人件費 × 100%	直接経費 × 100%	技術経費 × 60%	諸経費 × 60%
地質調査業務	直接調査費 × 100%	間接調査費 × 90%	解析等調査業務費 × 80%	諸経費 × 50%
補償関係コンサルタント業務	直接人件費 × 100%	直接経費 × 100%	その他原価 × 90%	一般管理費等 × 50%
	直接人件費 × 100%	直接経費 × 100%	技術経費 × 60%	諸経費 × 60%

※設定範囲（上限値を超える場合又は下限値を下回る場合は、それぞれ上限値又は下限値で設定する）

- ・測量 予定価格の10分の6(下限値)から8.2(上限値)
- ・建築 予定価格の10分の6(下限値)から8.1(上限値)
- ・土木 予定価格の10分の6(下限値)から8.1(上限値)
- ・地質 予定価格の3分の2(下限値)から10分の8.5(上限値)
- ・補償 予定価格の10分の6(下限値)から8.1(上限値)

※①から④の額は一円未満を切り捨てる。

※その他の詳細は要綱等を参照